## 【利用にかかる重要事項について】

# 【申請・利用について】

- » アフタースクールの利用は最長で年度末(3月31日)までとなります。翌年度の4月から引き続き利用を希望する場合には、改めて期日までに新規申請する必要があります。
- アフタースクールの利用時並びに減免審査時に必要な税情報(同世帯を含む)及び世帯情報を閲覧します。また、市が保有する児童の在籍情報、心身の 状況等の情報について、児童の保育を安全に実施するうえで必要な範囲において、市が当該情報を利用し、児童が在籍する特定教育・保育施設と共有します。
- » アフタースクールでの利用に関することや利用要件を証明する書類を審査するうえで、必要に応じて市役所内の他部署をはじめとする公的機関・指定民間施設(教育委員会・学校・保育所・アフタースクール事業所等)と情報を共有します。
- » アフタースクールの利用は許可期間内のみです。利用を必要とする事由がなくなった場合や利用に関して必要な証明がされなければ、その時点で利用を取り消し、退所の手続きをしていただきます。
- ▶ 育児休業等からの復職予定の方は、復職後速やかに復職証明書を提出する必要があります。
- » Aプランは、他プランに比べて学校の事情(行事などのため教室等が使用できない場合)や災害などにより、利用が制限されることがあります。
- ▶ 申請状況や提出書類の内容により、希望したプランを利用できない場合があります。
- » プランを変更する場合は必ず変更希望月の前月10日までに届出をしてください。変更に書類が必要な場合はそちらも必ずご用意ください。
- ▶ 利用決定後に虚偽申告が発覚した場合には、利用決定を取り消すことがあります。
- ▶ 申請後、就労状況や家庭状況に変更が生じた場合は、2週間以内に新しい就労証明書を提出またはアフタースクール課へ連絡してください。手続きを 怠った場合、利用要件を満たしていても利用決定を取り消すことがあります。
- ▶ 「アフタースクールは集団生活の場」であるため、管理運営上支障がある場合(「お迎え遅れが続いているとき」「指導員の指示に従わないなど、他の児童の育成の過度な妨げになると認められるとき」等)は、利用許可を取り消すことがあります。児童が集団生活の中で困り感をお持ちの場合はご相談させていただきます。児童だけではなく保護者の方にも、利用ルールを守っていただくようにお願いします。

### 【利用料について】

- ▶ 利用料は1か月単位となっており、1日でも在籍すると利用の有無に関わらず1か月分の利用料が発生します。
- > アフタースクール利用料を滞納した場合、督促状や催告状が発行されるほかに遅延損害金が発生します。正当な理由なく納付されない場合は、条例に基づき職権による利用決定の取り消し処分を行うことがあるとともに、法的手続きを行います。
- ▶ 「アフタースクール利用料の徴収・滞納処分」を目的として、必要に応じて市役所内の他部署をはじめとする公的機関と情報共有します。

## 【アフタースクールの利用について】

- 利用決定後、安心でんしょばと(登退所管理システム)に必ず利用予定(欠席含む)を入力してください。システムへの入力期限以降に欠席することが決まった場合は、保護者の方から利用するアフタースクール(連絡先はメインルーム(現こどもルーム))へ連絡してください。
- » 勤務時間に通勤時間等を加味した時間が、基本的な利用時間となります。お迎えは必ず利用時間内にお越しください。

#### 【一人帰りについて】

- » 帰宅方法は保護者の同伴が原則ですが、保護者の責任のもとで一人帰りをすることができます。ただし、一人帰りできる時間は防災行政無線(パンザマスト)までになります。また、お子さんの安全を考慮し、児童のみの敷地外の一時外出は認めていません。
- ▶ 一人帰りをされる場合は、お子さんの安全確保の観点から、アフタースクールや学校生活に慣れてからの無理のないようお願いします。
- » 安全に一人帰りができるよう交通ルールの遵守や安全なルート等について、ご家庭でも十分話し合ってください。あらかじめお子さんと一緒にルートを確認するなどご家庭でしっかりとお子さんの理解を促してください。
- ▶ お子さんの送り出しは、メインルーム(現こどもルーム)の玄関で行います。お子さんの帰宅確認は、行っていません。
- ▶ 習い事等の事前の荷物の持ち込みや荷物のお預かりは、アフタースクールではできかねますのでご遠慮ください。